

須崎市集中改革プラン

平成18年3月
須崎市

目 次

はじめにー	
集中改革プランと本市の状況	2
これまでの行政改革	2
さらなる行政改革	2
計画期間	2
推進体制	2
1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	3
(1) 事務事業の見直し	3
(2) 行政評価	3
2. 民間委託等の推進	3
3. 定員管理の適正化	4
(1) 機構、組織の見直し	4
(2) 定員管理の適正化	6
4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	6
(1) 職員給与の見直し	6
(2) 諸手当の見直し	6
5. 第三セクターの見直し	7
6. 経費節減等の財政効果	7
(1) 人件費の削減	7
(2) 自主財源の確保	7
(3) 補助金、負担金の見直し	8
(4) 省資源、省エネルギーの推進	8
7. その他	9
(1) 職員の意識改革	9
(2) 職員の能力開発	9
(3) 勤務評価制度の導入	10
(4) 電子自治体の推進	11
(5) 協働のまちづくりの推進	11

はじめに

集中改革プランと本市の状況

平成17年3月に、総務省は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」を示し、「集中改革プラン」(以下「プラン」)を平成17年度中に策定し、公表することを求めました。

プランの中では、「総定員は、過去5年間(平成11年度から16年度)の実績、純減4.6%を上回る必要がある」というガイドラインも示されていますが、本市においては、平成16年の単年度だけでも、26人、7.8%の減を達成しています。

また、平成16年度から、職員給料の5%カットを県内ではいち早く実施していますし、通常は許されがたい退職手当債も発行しました。こういった行財政状況を招いたことは胸をはれるものではありませんが、プランに示された以上の厳しい認識をもって取り組んでいるところです。

さらに、本市の改革は、行財政のあり方だけでなく、市民と行政のあり方も見つめ直し、「行政改革」から「須崎市改革」という視点にまで踏み込み、本市の将来を切り開いていくものです。

これまでの行政改革

本市では、昭和61年12月に「行政改革大綱」(以下「大綱」)を策定して以来、4度の見直しを行い、市政全般にわたり行政需要に即応した事務事業の見直しを図り、組織機構の合理化と定員の管理など行政事務の効率化、簡素化をはじめとする行財政全般にわたる改革に取り組んできました。

特に、特殊勤務手当は、昭和61年の改革で実質全廃しています。

また、職員総数については、平成に入ってピーク時の平成4年度当初に415名であったものを、10年大綱による取組みで15年度当初には339名とし、さらに、14年大綱により17年度当初には307名とし、13年間で累計108名、ピーク時の26%を減員してきました。

そして、平成16年12月に、平成17年度及び平成18年度を計画期間とする大綱を策定し、現在取り組んでいるところです。

さらなる行政改革

地方分権一括法の施行による国と地方の事務の見直し、全国平均を上回る少子、高齢化社会の進行や環境に対する関心の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

また、国は、三位一体改革の名のもとに地方財政の見直しを進め、本市の財政状況も景気低迷による税収減や地方交付税等の大幅な減額、義務的経費である扶助費、公債費の増加により硬直化が進んでいます。

財政の弾力性を示す経常収支比率(平成16年度99.3%)及び起債制限比率(平成16年度16.3%)は、危険ラインを超えています。こういった状況が続けば、数年のうちに、基金が底をつき、単年度赤字に陥り、財政再建団体への転落という事態をも招くことになります。

今後も、特に財政再建団体への転落を回避するという強い決意を持ち、行政改革を推進しなければなりません。

本市では、既に平成18年度までの大綱を定めているところですが、国の指針に従い、平成21年度までのプランを策定するものです。

また、平成18年度中には、平成19年度から平成21年度を計画期間とする大綱を策定する予定で、プランと大綱の整合性を図るものです。

計画期間

プランの計画期間は、平成17年度を起点とし、平成21年度までの5年間とします。

推進体制

プランの進捗状況については、大綱とあわせ、市民らを委員とする「須崎市行政改革推進委員会」に定期的に報告し、同委員会からの意見や助言を改革の推進に活かしていくものとします。

また、プランは、大綱と同様に、職員一人ひとりが前例主義を払拭し、市政の最重要課題の一つとして改革の認識を持って取り組みます。具体的には、助役を本部長とし、すべての課長級で構成する「須崎市行政改革推進本部」が中心となり、プラン及び大綱の推進の徹底、チェックを行い、進捗状況を広報やホームページ等で公表します。

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 事務事業の見直し

事務事業については、事務の整理や、市が現在行っている事業について、役割を終えた事業の廃止や緊急を要する事業以外の事業の凍結など、見直しを行います。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
1	前納報奨金の廃止	市民税、固定資産税の前納者に対する報奨金を廃止する。	実施				
2	各種申請書等の見直し	各種申請書の統一や押印のあり方について見直しを行う。	実施	実施	実施	実施	実施
3	文書管理の見直し	情報公開に迅速に対応できるように文書管理の見直しを行う。	検討	実施	実施	実施	実施
4	市長車運転業務の見直し	運転業務の担当者の配置を見直し、各課で担当する。	実施				
5	行政チャンネルの見直し	行政チャンネルの放送を当分の間、テロップでの放送とする。	実施				
6	各種団体の自主運営の推進	各課等で行っている各種団体の事務については、市の行うべき範囲のあり方を見直し、各種団体の自主運営の推進を図る。	検討	実施	実施	実施	実施
7	公共交通	廃止代替バス事業のあり方を見直し、21年度に廃止する。	検討	検討	検討	検討	廃止

(2) 行政評価

行政評価は、コスト削減、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政運営の質の向上を導くための有効な手段であり、行政評価の実施に向けて検討を行います。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
8	行政評価	検討委員会を組織して行政評価を行う。	検討	検討	検討	試行	試行

2. 民間委託等の推進

(1) 民間参入の推進

将来にわたって市が行うべき事務かどうかを検討し、民間と競合する業務や専門性の高い業務、

施設管理等について、民間への委託や民営化など、民間参入の推進を行います。

また、将来の課題として、巡航船、用務員業務、学校給食などの民間委託を行います。

施設の管理については、指定管理者制度への移行を進めます。

ア 民間委託の推進

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
9	学校用務員業務	学校用務員業務のあり方について見直しを行う。	検討	検討	検討	検討	検討
10	学校給食	学校給食の事業のあり方について見直しを行う。	検討	検討	検討	検討	検討
11	地籍調査業務	地籍調査の委託を実施する。	検討	実施	実施		
12	境界立会業務	県から事務移管される境界立会業務の委託を実施する。	検討	検討	検討	検討	検討
13	道路維持補修業務	道路の小規模な維持補修を委託する。	実施				
14	ポンプ場管理業務	排水の各ポンプ場の管理を委託する。	実施	実施	実施	実施	実施
15	電算大量印刷業務	納税通知書、各種台帳などの大量の印刷物の印刷、製本を委託する。	実施				
16	市営交通事業	市営交通事業（巡航船、バス）の事業内容の見直しを行う。	検討	検討	検討	検討	検討
17	保育給食	保育所統合に伴い保育給食の見直しを行う。					検討

イ 指定管理者制度の導入

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
18	指定管理者制度の導入	施設の管理、運営に指定管理者制度の導入を進める。	実施	実施	実施	実施	実施

3. 定員管理の適正化

(1) 機構、組織の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的、機能的に展開できるよう既存

の機構、組織にとらわれることなく見直しを行います。見直しにあたっては、市民が利用しやすく、簡素で効率的な機構、組織づくりを目指します。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
19	組織、機構	これまでの編成を検証しながら見直しを行う。	実施	実施	実施	実施	実施
20	産業課の新設	農林課、水産課、商工振興課を統合し、産業課を設置する。	実施				
21	監理課の新設	入札、契約事務の一元化や地籍調査、里道の境界管理を行うため監理課を設置する。	実施				
22	建設課の再編成	ポンプ場管理の一元化や技術職員の重点配置を行い、農林土木、一般土木、都市計画、災害などへの柔軟な対応を図るため都市計画課と建設課を再編成する。	実施				
23	青少年育成センターを生涯学習課に統合	青少年育成施策の一元化を図るため青少年育成センターを生涯学習課に統合する。	実施				
24	公民館の人員の見直し	職員の配置を見直し臨時職員等を配置する。	実施				
25	公民館の人員の見直し	現在の社会教育指導員の配置と公民館事業の財源を併せて見直しを行う。	実施				
26	保育園の統合	民間保育園と公立保育園の統合の推進を図る。	検討	検討	検討	検討	実施
27	長の補助機関のあり方の検討	長の補助機関のあり方について見直しを行う。	検討	検討	検討	検討	検討
28	教育委員会のあり方の検討	教育委員会のあり方について見直しを行う。	検討	検討	検討	検討	検討
29	農業委員会のあり方の検討	農業委員会のあり方について見直しを行う。	検討	検討	検討	検討	検討

(2) 定員管理の適正化

新たな行政需要に対しては、職員の配置転換により対応することを原則とし、定年退職者の不

補充を基本原則とし、実定員の縮減を行うなど職員数の適正化を図ります。

適正な定員管理を推進するため、聖域を設けることなく、民間委託の推進、組織の簡素化等を積極的に進め、適切な職員配置に努めます。

また、職員数の目標として、人口の1パーセント以下を目指します。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
30	実定員総数	聖域を設けることなく、民間委託の推進、組織の簡素化等を積極的に進め、適切な職員配置を行う。	5年間で、国の指針にある4.6%の倍以上となる10%以上を削減し、平成22年4月1日の目標を276人以下とする。				
31	課等の定員	行政改革大綱に基づき、適切な職員配置を行う。	実施	実施	実施	実施	実施

4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

(1) 職員給与の見直し

民間委託の推進や情報通信技術（IT）の積極的な活用などによる職員数の見直しにより、人件費の全体的な抑制を図ります。

また、現在の国と異なる給料表については、国に準じた給料表を導入します。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
32	給料表の見直し	国に準じた給料表を導入する。	実施				

(2) 諸手当の見直し

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
33	通勤手当の見直し	国の準じた通勤手当の見直しと上限の見直しを行う。	実施				
34	住居手当の見直し	国に準じた住居手当の見直しを行う。	実施				
35	福祉手当の見直し	すでに実質的には支給はないが、条例上も廃止する。	検討	実施			
36	衛生手当の見直し	すでに実質的には支給はないが、条例上も廃止する。	検討	実施			
37	巡航手当の見直し	勤務体系の検討等と併せて見直し	検討	検討	実施		

	し	を行う。					
--	---	------	--	--	--	--	--

5. 第三セクターの見直し

本市における第三セクターは、約58%出資の「(株)道の駅」と、約18%出資の「よさこいケーブルネット(株)」がありますが、職員の出向などのかかわりはありません。

また、須崎市土地開発公社の運営については、保有する土地は30,475㎡あり、そのうち県が引き取るべき土地が4,556㎡、市が引き取るべき土地が11,966㎡あります。引き取りのめどがたっていないものは、市が引き取るべき土地のうち2,362㎡となっていますが、それにかかる現在の借入はなく、市の財政負担を増加させる状況にはありません。

6. 経費節減等の財政効果

(1) 人件費の削減

原則として、定年退職者を不補充とし、人件費を削減します。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
38	職員の定年退職者不補充	原則として、定年退職者を不補充とし、人件費を削減する。	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自主財源の確保

市税等の収納率の向上を図るため、数値目標を設定して収納率の向上に努めます。

また、高幡広域市町村圏事務組合に設置されている租税債権管理機構に引き続き職員を派遣するなど、滞納整理に関する専門的な知識を持った職員を育成するとともに、住民の公平性を確保するため、強制執行等の法的措置の実施や滞納者への行政サービスの制限を行います。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
39	目標設定による収納率の向上	目標を設定した事務により、収納率の向上を目指す。	実施	実施	実施	実施	実施
40	強制執行等の法的措置の実施	強制執行等の法的措置を実施する。	実施	実施	実施	実施	実施
41	租税債権管理機構への職員の派遣	租税債権管理機構へ職員を派遣し、滞納整理の専門的な知識を持った職員を育成する。	実施	実施	実施		
42	滞納者に対する	事業の実施にあたって、納税証明	実施	実施	実施	実施	実施

	サービスの制限	等の提出を求めるなど、滞納者へのサービスの制限を行う。					
43	公有財産の売却	公有財産を売却する。	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 補助金・負担金の見直し

補助金等については、行政と民間の経費負担のあり方や補助団体の自主性を高める視点で抜本的な整理、合理化を図るとともに、補助金等の交付状況を公表し、透明性の確保を行います。

また、補助金事務の適正な執行のため「補助金等審査会」を設置し、補助目的、補助基準等を明確にするなど取り組みを行います。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
44	補助金等審査会の設置	補助金を総合的な判断する審査会を設置し、補助金事務の見直しを行う。	実施	実施	実施	実施	実施
45	補助金の見直し	補助金については、行政と民間の経費負担のあり方や補助団体の自主性を高める視点で抜本的な見直しを行う。	実施	実施	実施	実施	実施
46	負担金の見直し	協議会等への加入の必要性、負担金の妥当性について見直しを行う。	実施	実施	実施	実施	実施
47	補助金の交付状況の公表	補助金の交付状況を公表する。	実施	実施	実施	実施	実施

(4) 省資源、省エネルギーの推進

「須崎市環境保全率先行動計画」に基づき、職員自らが率先して、資源やエネルギーの消費抑制、環境に配慮した製品の購入などの取り組みを進めます。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
48	再生紙の利用	再生紙を利用する。	実施	実施	実施	実施	実施
49	用紙の両面利用	用紙を両面利用することにより、経費を節減する。	実施	実施	実施	実施	実施
50	昼休み、時間外の消灯	昼休みや残業時において不要な部分を消灯する。	実施	実施	実施	実施	実施
51	庁内イントラの	庁内イントラネットや電子メール	実施	実施	実施	実施	実施

	活用	の積極的な活用により、内部文書を削減する。					
5 2	終業時の待機電力カット	スイッチつきコンセントの利用で待機電力をカットする。	実施	実施	実施	実施	実施

7. その他

(1) 職員の意識改革

厳しい財政状況の中で、住民ニーズに応えていくには、職員が自らの意識を変えていくことが重要であり、職員一人ひとりが住民へのサービスの提供者であることを自覚し、住民の視点に立って行政運営を行う必要があります。

また、民間企業が置かれている厳しい現状や社会経済情勢を十分に認識し、サービスの質、コスト、スピードを見直し、住民が満足できるサービスを提供できるように職員の意識改革を図ります。

政策課題の研究グループや職員提案制度の実施など、常に問題意識を持って行動できる職員を育成します。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
5 3	職員提案制度の導入	事務改善や事業の見直しに職員の意見を反映させるため職員提案制度を導入する。	実施	実施	実施	実施	実施
5 4	こうち人づくり広域連合の研修への参加	こうち人づくり広域連合が開催する研修へ職員を参加させる。	実施	実施	実施	実施	実施
5 5	職員研修の実施	共通の課題等についての研修を行う。	実施	実施	実施	実施	実施
5 6	待遇の向上	適切な待遇を徹底するため、職員の待遇の向上を図る。	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 職員の能力開発

地方分権に対応した行政への転換を図るため、行政課題を的確に捉え、解決していくことができる職員の育成が必要になっています。

そのため、職務に関する知識に精通する職員はもちろんのこと、住民の立場に立った柔軟な発想と豊かな感性を持った職員の育成に努めます。

特に、県内市町村で構成する「こうち人づくり広域連合」が開催する各種研修に職員を積極的

に参加させます。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
57	研修計画の策定	職員の研修計画を策定し、実施することにより職員の能力の向上を図る。	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 勤務評価制度の導入

職員の能力、モラルの向上、組織の活性化を図るため、公平性、透明性の高い人事制度の確立のため勤務評価制度を導入します。

実施にあたっては、一般の職員は、人材育成の観点から、管理職は、総合的な観点から評価を行います。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
58	勤務評価	勤務評価制度を導入する。	検討	試行	実施	実施	実施

(4) 電子自治体の推進

行政改革の推進には、情報通信技術（IT）の活用が極めて有効な手段であり、情報通信技術を積極的に活用することによって、行政事務のより一層の効率化を図ります。

現在、整備されている庁内イントラネットの積極的な活用により、ペーパーレス化の実現や電子自治体へ向けて、電子決裁システムの導入や公文書の電子化に向けての取り組みを行います。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
59	全職員へのパソコン配備	全職員にパソコンを配備する。(必要台数252台)	実施				
再掲	庁内イントラの活用	庁内イントラネットや電子メールの積極的な活用により、内部文書を削減する。	実施	実施	実施	実施	実施
60	ホームページの充実	ホームページの充実を図り、積極的に情報発信を行う。	実施	実施	実施	実施	実施
61	公文書の電子化	公文書の電子化に向けて、検討を行う。	検討	検討	検討	検討	検討
62	電子決裁システムの導入	電子決裁システムの導入に向けて、検討を行う。	検討	検討	検討	検討	検討

(5) 協働のまちづくりの推進

住民と行政の協働のまちを実現するために、行政からの積極的な情報提供により情報の共有化を図り、お互いの信頼関係を深め住民参加の環境整備を進めます。

また、住民と行政の役割分担の見直しにより、地域でできることは、地域で行えるよう住民自治の充実を図ります。

ア 住民との情報の共有化

広報「すさき」、ホームページなどの各種メディアを活用して、情報の提供を図ります。

また、地区懇談会や各種説明会などを通じて、積極的に住民との情報の共有化を推進します。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
63	行政情報の提供の推進	行政改革の推進状況など行政情報を住民に積極的に提供する。	実施	実施	実施	実施	実施
64	各種委員会への住民の参加	各種委員に住民の参加を求める。	実施	実施	実施	実施	実施
65	地区懇談会の実施	地区懇談会を実施する。	実施	実施	実施	実施	実施

イ 住民自治組織づくりの推進

住民と行政の役割の見直しや住民自治の充実のため、行政とともに地域づくりを行う住民自治組織づくりを行います。町内会の組織化や将来発生が予想されている南海地震、風水害等に対応する自主防災組織づくりを進めます。

番号	項目	項目の概要	年度				
			17	18	19	20	21
66	町内会の組織化の推進	町内会の組織化を推進する。	実施	実施	実施	実施	実施
67	町内会の育成	町内会の育成に向けた取り組みを行う。	実施	実施	実施	実施	実施
68	自主防災組織づくり	自主防災組織づくりを推進する。	実施	実施	実施	実施	実施